## 長野県の建設工事等における交通誘導員の計上について

## 〇 交通誘導警備員の計上方法

(1) 建設工事等において、公安委員会が定める路線及び区間(表3.1)で請負者が交通誘導業務を他人に委託 する場合、受託者は警備業法第4条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者(交通誘導警備員 A) を1人以上従事させ、また、警備業者は、公安委員会の行う検定の合格証明書を受けている者に実施させ ることとなっていることから、交通誘導警備員Aを含め現場条件に応じて適切な人員を計上するものとする。 なお、表1以外の路線において交通誘導警備員を配置する場合は、現場条件に応じて交通誘導警備員Bを適 切に計上するものとする。

## (2) 名称定義・作業内容

交通誘導警備員A: 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で,交通誘導 警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通交以外の交通 の誘導に従事する交通誘導業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検

定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B: 警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

表1 公安委員会が定める路線及び区間

路線名	区間
一般国道 18 号	長野県の全域
一般国道 19 号	長野県の全域
一般国道 20 号	長野県の全域
一般国道 141 号	長野県の全域
一般国道 142 号	長野県の全域
一般国道 146 号	長野県の全域
一般国道 147 号	長野県の全域
一般国道 148 号	長野県の全域
一般国道 151 号	長野県の全域
一般国道 153 号	長野県の全域
一般国道 292 号	長野県の全域
県道佐久軽井沢線	長野県の全域
県道下諏訪辰野線	長野県の全域
県道岡谷茅野線	長野県の全域
県道伊那辰野停車場線	長野県の全域
県道中野豊野線	長野県の全域
県道長野信濃線	長野県の全域
県道飯山野沢温泉線	長野県の全域
県道須坂中野線	長野県の全域
県道大町麻績インター千曲線	長野県の全域
県道長野須坂インター線	長野県の全域
県道松本塩尻線	長野県の全域
県道上田丸子線	長野県の全域
県道長野上田線	長野県の全域
県道小諸上田線	長野県の全域
県道丸子東部インター線	長野県の全域
県道伊那箕輪線	長野県の全域
県道坂城インター線	長野県の全域

出典:令和2年10月1日長野県公安委員会告示第70号